

国際医療福祉大学医学部履修規程

(目的)

- 第1条 この規程は、国際医療福祉大学学則（以下「学則」という。）に規定するもののほか、国際医療福祉大学医学部の教育課程、履修方法等について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 医学部においては、国際医療福祉大学授業科目履修規程に代わり、本規程を適用する。

(教育課程)

- 第2条 開設する授業科目、単位数及び時間数は、別に定める（国際医療福祉大学の学部の授業科目等及び卒業に必要な単位数を定める規程）。
- 2 前項に定められた授業科目についての区分及び標準配当年次は別表1のとおりとする。
- 3 複数年次に配当されている授業科目について、学生は最小配当年次での履修に努めるものとする。

(授業時間)

- 第3条 医学部においては、1時限あたりの授業時間を原則60分とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総合教育科目の一部や他学部との共通開講科目は、授業時間を90分とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上の効果等を勘案し、1時限あたりの授業時間は、これを変更することができる。

(授業科目履修届)

- 第4条 学生は、授業科目一覧に掲げる授業科目を履修しようとする場合は、別に定める「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。
- 2 履修届を提出した後に履修科目の変更または取消をしようとする場合は、別に定める「授業科目履修変更届」を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、医学教育統括センター長は履修届、履修変更届に代える手段を指定することができる。

(科目履修条件)

- 第5条 医学部の授業科目について履修条件を定めることができる。
- 2 医学部の科目履修条件は、別表2のとおりとする。

(医学部における試験等)

第6条 医学部において学則第28条の規定による試験は、定期試験のほか、追試験、再試験、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の実施する共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE、卒業試験とする。

- 2 医学部において科目の総括評価である定期試験は、期間を定めず授業日程終了後に実施する。
- 3 試験に代えて、論文、報告書（レポート）等を課すことがある。
- 4 試験の実施に関する詳細は、別に定める。

(受験資格)

第7条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る試験を受験することができない。

- 2 試験に代えて、論文、報告書（レポート）等の提出を課す場合、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わる論文、報告書（レポート）を提出することができない。
- 3 実験、実技、実習その他特に出席を重視する授業科目においては、出席時間数の授業時間数に対する割合が、前2項の規定より引き上げられることがある。
- 4 レポート、小テスト、授業態度などシラバスで定められた定期試験以外の評価項目の点数によって、定期試験を受験しても科目の合格が不可能なことが明白な場合は定期試験を受験できない。

(共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE について)

第8条 医学部においては、共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE を実施する。

- 2 共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE の履修条件は別表2のとおりとする。
- 3 共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE については別に定める。

(卒業試験)

第9条 医学部においては卒業試験を実施する。

- 2 卒業試験の実施については別に定める。

(追試験)

第10条 忌引、疾病、公共交通機関の遅延など、やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、別に定める「追試験申請書」に、下記に定める書類を添付して所定の期日までに学長に提出し、許可を得なければならない。

- 一 疾病の場合、医師の診断書
 - 二 公共交通機関の遅延の場合、遅延証明書
 - 三 忌引の場合、会葬御礼または、会葬の実施を証明できる文書
 - 四 その他、追試験を受験するにいたった理由書または証明書
- 3 追試験を受けようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
 - 4 追試験で合格した科目の成績は、90 点を上限とする。ただし、共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE についてはこの限りではない。

(再試験)

- 第 11 条 定期試験で成績が合格点に達しなかった場合に行う再試験は、原則として行わない。ただし、必要に応じて医学教育統括センター長の判断により、これを行うことができる。
- 2 第 7 条の 4 に該当し定期試験の受験資格を失った者については、当該科目について追加的に指導を受け、医学教育統括センター長がその成果を認めた場合、再試験を受験することができる。
 - 3 再試験を許可された者は、「再試験願」に所定の再試験料を添えて事務局教務所管部署へ提出しなければならない。
 - 4 再試験で合格した科目の成績は 60 点とする。ただし、共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE についてはこの限りではない。

(成績評価)

- 第 12 条 成績評価は定期試験の他に論文、報告書（レポート）の提出、平素の修学状況等を加味することができる。
- 2 科目担当責任者は医学教育統括センター長の承認の上、担当する科目に成績の評価基準を定め、シラバスに記載することとする。
 - 3 成績評価については、学則第 29 条に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 秀 (S) 100 点満点法による 100 点から 90 点まで
 - 二 優 (A) 100 点満点法による 89 点から 80 点まで
 - 三 良 (B) 100 点満点法による 79 点から 70 点まで
 - 四 可 (C) 100 点満点法による 69 点から 60 点まで
 - 五 不可 (D) 100 点満点法による 59 点以下
 - 4 秀、優、良及び可は、合格、不可は、不合格とする。
 - 5 医学部では、学生の成績評価指標として GPA (Grade Point Average) を用いる。

(禁止事項・不正行為)

第13条 学生が授業の録画、録音は許可なく行うことは、これを禁止する。

- 2 授業の録画物、録音物、並びに授業資料について、学生が許可なく学外の者に閲覧させること及び貸与や譲渡することは、これを禁止する。
- 3 試験等において不正行為があったと認められた場合は、当該学生がその期に履修登録した全科目を「不可」とする。

(既修得単位の認定)

第14条 入学前に大学、短期大学等、その他文部科学大臣が定める学修で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。また入学後に他大学、短期大学等、その他文部科学大臣が定める学修で修得した単位は、30単位を超えない範囲で認定する。

- 2 前項の単位の認定にあたっては、編入学、転入学等の場合を除き、入学前に修得した単位及び入学後に修得した単位を合わせて60単位を超えない範囲で認定するものとする。
- 3 認定を受けようとするものは、「既修得単位認定申請書」に「成績証明書」を添付し、審査を受けなければならない。
- 4 認定された単位の成績表示は、「認定」とする。

(進級・進級条件)

第15条 進級には、進級条件として定められた単位を取得しなければならない。

- 2 進級条件は、別表3のとおりとする。

(留年・卒業延期)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は留年とする。

- 一 学則第35条により、休学となった者
 - 二 第15条により進級できない者
 - 三 「国際医療福祉大学の学部の授業科目等及び卒業に必要な単位数を定める規程」第3条により卒業できない者
 - 四 第8条に定める共用試験 CBT、共用試験 OSCE を合格できなかった者
 - 五 第9条に定める卒業試験を合格できなかった者
 - 六 学習態度が極めて不良であると教授会が判定した者
- 2 留年者は、不合格科目について再履修しなければならない。加えて、修得済み授業科目のうち、医学教育統括センターが必要と認める授業科目について、聴講し学習しなければならない。

(主管)

第17条 この規程にかかる事務の執行は、成田事務部教務課が主管するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(別表1) 授業科目の区分及び標準配当年次

学生便覧D-20「7. カリキュラム」内、「7-3 授業科目一覧」を参照

(別表2) 科目履修条件・受験資格

学生便覧D-25「7. カリキュラム」内、「7-5 科目履修条件」の表を参照

(別表3) 進級条件

学生便覧D-25「7. カリキュラム」内、「7-6 進級条件」の表を参照